

【審議結果】

末田課長補佐

ただいまから、広島市環境影響評価審査会を開会します。
初めに、環境局参事の中本からごあいさつ申し上げます。

中本環境局参事

おはようございます。本日は、審査会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、5月29日、6月26日に続き、総合環境アセスメント基本構想についてご審議いただく第3回目の審査会です。

本日は、いつもより少し長めに審議時間を取っておりますので、十分ご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

末田課長補佐

それでは、これからの議事進行は吉國副会長にお願いいたします。

吉國副会長

本日は、広島市総合環境アセスメント基本構想についての第3回目の審査会ということになります。

まず初めに、事務局から資料を説明してください。

砂田アセス担当課長

資料1の基本構想の素案に基づいてご説明させていただきます。

この素案は、第1章趣旨から第6章参加する主体の役割まで6章立てとなっており、前回までにお示した基本構想案骨子との関係では、素案の第1章の趣旨は、骨子の第2節背景及び第3節目的、第2章の新たな環境アセスメント制度の構築は骨子の第1節定義及び第4節基本理念、第3章の対象計画等は骨子の第5節対象計画等の考え方、第4章の手続のあり方は骨子の第7節手続のあり方、第5章の調査・予測・評価のあり方は骨子の第8節調査・予測・評価のあり方等、第6章の参加する主体の役割は骨子第6節関与する主体にそれぞれ相当するものです。骨子には、さらに第9節で今後の課題という項目がありましたが、素案では、各章の該当部分に今後の課題等として盛り込み、また、該当する部分のないものについては、本日はまだ用意できておりませんが、「はじめに」の中で、今後の方針等を述べる予定にしております。

2点目として、全体の記載方法についてですが、お手元の資料2、第2回環境影響審査会における委員意見及びその対応方針の中で、吉國副会長から、基本構想では制度の方向性について記載し、具体的な点については基本構想に関する説明文という形で整理すべきというご指示をいただきましたので、素案では、まず基本的な理念、考え方等を各章最初の四角囲い中で述べ、その下に補足的な説明を解説という形で記載しております。

それでは、第1章から順を追って章ごとに説明させていただきます。

まず、第1章趣旨では、総合アセスメント基本構想を策定する趣旨を述べております。

解説では、まず前段で今日の環境問題の状況等を述べた後に、そういった環境問題に対応する本市の取り組みの位置づけを基本条例あるいは環境基本計画等をもとに述べています。

3段目に、そうした取り組みの一つである環境アセスメント制度の位置づけを述べ、さらに、その制度上の問題点を掲げ、広島市が持続可能な社会の実現を目指すためには、現行のアセスの限界を補う新しい制度をつくる必要があると結論づけています。

2ページには、現在の広島市の基本計画等の中で、環境アセスメント制度がこういった位置づけになっているかということを図示しています。

副会長

ご質問、ご意見等ございませんか。

関委員

今回、「持続可能な」という言葉がサブタイトルにも使われていますが、これは骨子のときにもありましたか。

担当課長

骨子では、第2節の背景の中で、持続可能な社会形成の必要性ということで、この言葉を使っておりました。

関委員

1992年に地球サミットが開催され、そこでサステイナブルと言う言葉が使われました。私も非常に関心があったのですが、リオデジャネイロ以来、一般的には資源を利用する場合に、このサステイナブルという言葉が使われています。例えば、漁業資源や家畜を飼うときなど、とにかく資源をずっと維持していくというやり方です。

今回、事前に送られたものでは、「持続的発展が可能な都市の実現を目指して」となっていたものが、今日配付されたものでは、「持続可能な社会を目指して」と短縮されていて、ちょっと「持続可能」の使い方が揺れているのではないかと思います。

私は最近の使われ方をよく知らないのですが、良好な環境を維持するという意味で、このサステイナブルという概念が使われているのでしょうか。それと「持続的発展が可能な」というのと「持続可能」というのはちょっと意味合いが違うと思うのですが、その辺の言葉の使い方はどのように考えておられますか。

担当課長

当初、リオの会議で言われたのは、サステイナブル・デベロップメント、持続可能な開発ということで開発に主眼を置いた概念であったと思いますが、最近のトレンドとしてはサステイナブル・コミュニティというような持続可能な社会といった概念が主流になってきています。環境問題についても、いわゆる自然環境や生態系以外に、例えば廃棄物の問題のように今日の社会経済活動が招く環境問題等がたくさんあり、その中で例えばゼロ・エミッション、あるいは循環型社会という言葉もあります。ゼロ・エミッション社会、循環型社会、サステイナブル・コミュニティ、どれがどの枠に

入るかといったことも、いろいろ難しいのですが、おそらく基本的な考え方は、ゼロ・エミッションは廃棄物に着眼した考え方、それに資源やエネルギーといったものを含めて循環型社会、さらに資源環境、生態系等も含めて全体的にサステイナブル、持続可能な社会といったくりになるのではないかとということで、広島市の環境基本計画の中でも、そういった表現がなされています。

そのようなことから、今回は「持続可能な社会」という言葉に統一させていただきました。

関委員

お考えはよくわかりました。

副会長

私も意見があります。持続可能な社会という言葉ですが、社会は良くも悪くも持続するので、何かその前に、例えば「循環型」といった形容詞を入れた方がいいのではないのでしょうか。

安藤委員

私は、原案の「持続可能な社会を目指して」でいいと思います。このサステイナブル、持続可能な社会という言葉は30年ほど前に出てきましたが、このとき既にリサイクル社会の必要性を廃棄物の処理も含めて具体的に掲げています。広島市が目指すべきものは、人間の活動、自然環境などのすべてを包含した上で持続的な、その言葉には持続的に発展し得るという意味がプラスの面として込められているのですが、そういう社会をつくることを目指すということでもいいと思います。

中島委員

私も安藤委員のご意見でいいと思います。悪くなれば持続可能とはならず、崩壊してしまいますから。持続可能なという言葉には、良く続いていくという意味が込められていると思います。

宮田委員

余り言葉にこだわるのもどうかとは思いますが、こういう表現が環境基本計画で審議されて、具体的な内容を伴ったものとして使われているのであればいいと思いますが、細かいことを言うと、環境への負荷が少ないということと持続可能な社会との間にまだ何かあるんです。つまり、環境への負荷が少なく、その結果として、人間の生活等に余り大きな影響が及ばないといった言葉があって初めて持続可能な社会が実現されるわけで、負荷と持続可能な社会との間にもう一つ何かが必要だと思います。

今岡委員

この問題は、何が持続可能であるかという主語について、恐らく皆さんの認識が一致してないからではないでしょうか。その辺を詳しく説明すると、非常に長い文章になると思います。私は、事前に送られたものは、やはりサブテーマとしては長過ぎるかなと思っていました。今日、いきなり短縮型を見たので判断し切れませんが、そういうご意見が出たことも勘案して、事務局の方でも検討いただければと思います。

中島委員

何が持続可能なのかというと、社会が持続可能ということで、主語は社会ではないでしょうか。

宮田委員

その点では、先ほど副会長が言われたように、社会は持続するものなので、どのような社会が持続していくのが問題だと思います。つまりその前に何か形容詞というか、説明がないといけないのではないかと思います。

気候変動枠組み条約の第2条に、条約の目的があるのですが、その記述が、今、私が言っていることと対応しますので、そのあたりも参考にいただければと思います。

安藤委員

これは非常に明快で、我々が持続可能な社会の実現を目指すということなんです。現在の我々の生活様式をこのまま続けていくと、我々の社会はやがて崩壊するというかなり明白な認識があります。ですから、崩壊させないための努力を始めなきゃいけない。我々の社会自身も持続させる。そしてさらに、より質の高い社会を目指すということを世界が、今、始めているということだと思えます。

宮田委員

私が言っているのは、ただ、「持続する」というだけでは中身がわからないということです。

安藤委員

趣旨の解説の第1段落にあります。我々の活動の結果として、環境に大きな変化が起こり、人類を含めた生物の生存基盤を脅かしている。そのため、人類社会そのものを将来にわたって持続させていくということが、当面非常に重要になってきているという認識が根底にあるわけです。その上に立って、さらに質の高い社会をつくっていくため、各地域、地域でそれなりの努力をしていこうということです。

中川委員

ここで「目指して」と書かれているので、もちろんポジティブな方向ですね。現在は、発展的というだけでいいのかという議論もあり、例えば、発展はしなくてもマイナスにならないような社会もあるかと思いますので、「発展」という言葉を無理に入れる必要はないと思います。

担当課長

基本的には「持続可能な社会」という表現には、これまで使われてきた「持続的な発展が可能な社会」という概念も包含されており、現在はこちらが主流になっているということで用いています。

それから、形容詞か前置詞が要るのではないかと、主語が社会なのかどうか、あるいは環境に負荷が少ないとか環境と共生するといった概念を入れるべきではないかという議論もありましたが、なおかつそういったものもすべて包含した持続可能という意味で使われていると理解しておりますので、できればこういった表現とさせていただきたいと思います。

副会長

よろしいですか。それでは、時間もありますので、次の章に進ませていただきます。

担当課長

第2章は新たな環境アセスメント制度の構築ということで、広島市総合環境アセスメント制度構築の理念と、その概要を示しております。また、図2として、この新しい制度のイメージを示しております。

中島委員

第1章では「政策や計画等」とあるのが、第2章では政策という言葉はなくて、「計画等の立案段階から」とあります。こちらも、やはり第1章で示したように政策というものも含むと考えてよろしいでしょうか。

担当課長

はい。第1章で、政策や計画等を含めて計画等に読み替えることにしていますので、第2章以下でも、計画等という言葉には全て政策も含んでいます。ただし、特に政策と計画とを分けて考える必要のある部分については、政策や計画等というふうに、あえて計画等の読み替えを適用しないで記述している部分も一部あります。

宮田委員

次の第3章の対象計画等のところに関係するのですが、政策、計画、プログラム、その後にもまた個別事業といった、いろいろな言葉が出てくるのですが、役所内ではそういう部分がよくわかっているのかもしれませんが、一般には何がどう違うのかわからないというおそれがあるかと思いますが、その点いかがでしょうか。

担当課長

確かにこれまでの審査会でも、そういったご意見を複数の委員の方からいただいております。例えば図2で、計画等の意思決定プロセスの方を見ていただきますと、例えば最上位に政策があり、その下に計画があって、それから事業計画が出てくるといった流れが、政策、計画、プログラムというくくりになっています。ただ、すべての政策の下に計画があるわけでもないので、その辺は確かにわかりにくいと思いますが、とりあえずは第2章の図、あるいは第3章の中で説明しているものと考えております。

安藤委員

全体的な位置づけについて、囲み中の2行目で「現行の環境アセスメント制度を補完し」と記述されていますが、この総合環境アセスは、現在の事業アセスを補完するものなのですか。それとも総合環境アセスの中に計画アセス的な要素と事業アセス的な要素を含んだ新たな環境アセスの制度と位置づけるのか。これで考え方が随分違ってきますし、解説の書き方も少し違ってくると思います。

私自身は今までの議論の流れから考えて、現行の環境アセスメント制度に替わる新しい総合環境アセスメントを構築するという流れではないかと考えているのですが、いかがですか。

担当課長

第1章で述べているように、現行の事業アセスには制度上の限界がありますが、環境への負荷を低減するという一定の効果はあったことは認められると思います。それを全面的に否定するものではないが、限界については補う必要があるということから、現行の環境アセス制度を補完する新たな制度と位置づけています。

ただ、総合環境アセスメントと現行の事業アセスの関連については、これを一体化したような新しい制度にするのか、あるいは2つの制度を有機的に結びつけるような方法にするのか、今後、制度化に当たって十分に検討すると後段で記述しています。ですから、安藤委員のご質問には、あくまで現行の事業アセスとは別の制度を作って、有機的に結びつけ、全体として一つの制度として進めていくことを考えているというお答えになります。

宮田委員

第1章では計画等の立案段階から事業の実施に至るまでの各段階でとありますが、ここでいう、事業の実施に至るという意味は、図2の事業の着手という段階を考えているのか、事業アセスメントに手渡す段階までのことを考えているのか、どちらですか。

担当課長

1章で述べている事業の実施に至る段階というのは、現在やっている事業アセスの段階を指しています。

宮田委員

つまり、事業アセスも含んでいるということですか。

担当課長

はい。安藤委員のご質問とも一部重複しますが、限界を補う制度としての新しい総合アセスに続いて事業アセスを行うことによって政策、計画等の立案段階から、事業の実施段階までの全てを通じて環境への配慮を組み込もうということです。

宮田委員

もしそうだとすると、今回の戦略的環境アセスメントというのは、両方を含んだものになるのではないですか。つまり、図2で言えば、大きな四角の上の総合アセスメントから現行のアセスメントを含んだものという意味合いになるのではないですか。

担当課長

ですから、第1章ではそういった政策段階から事業実施段階までの全てをフォローできるような新しい制度が必要だと、まず記述し、第2章では、そういった新しい環境アセスの制度として、広島

市では、現行の事業アセスをそのまま残し、それプラス新しいアセスの制度で全体的なシステムを作っていくということを述べているわけです。

宮田委員

つまり、その全体のシステムが総合環境アセスメントになるのではないですか。

担当課長

そうではなくて、第1章では全体のシステムのことを、まず言っているのです。

第2章では、確かに全体のシステムを考えるということがあるかもしれませんが、現行の事業アセスも制度としてのメリットはあるので、それにプラスして新しい制度を前段にくっつけようという考え方です。

宮田委員

文章からは、そうは読めないと思います。やはり両方合わせたものを総合アセスメントと呼ぶというふうな意味になっていると思います。

安藤委員

そうですね。囲みの中は、各段階で環境アセスメントを行う新しい制度として総合アセスを構築すると書いてあるので、宮田委員さんの言われるとおりかと思うんです。ただ、図2では、点線で区切られているところまでがいわゆる総合アセスで、点線から下の方が従来の事業アセスという認識ですね。ですから、総合という名前はついているけれども、計画アセスあるいは政策アセスのようなもので、それを従来の事業アセスにくっつけるというのが市の考えのようです。そうすると、上の文章もちょっと直さなければいけないということになり、そこはすごく議論があると思います。

担当課長

確かに、四角囲いの方に1章の文章をそのまま引用しており、これではちょっと誤解を招きますので、新たな制度の位置づけをもう少し工夫した表現にして、現段階で考えている事業アセスの前段階での別制度といったことを明確にさせていただきたいと思います。

副会長

図2の上の方の政策あるいは計画のアセスのところは、従来、公開されていなかったものを公開するというで変わっていますが、形そのものは余り変わっていません。2つアセスメントがあるのだから、上の方で大きな枠で決めておいて、だんだん下に行くほど細くなるといったものであればわかるのですが、そうでなければ今までと同じように具体化してくる段階で、これはちょっとおかしいとなったときに、もう返れないという話がありますね。返らなくてもいい歯止めをとったアセスになっていないと、また今までの事業アセスと同じようになるのではないかと思います。

だから、上のアセスと下のアセスとに何らかの関連がないと、何か問題があると前に返ることになります。今、この矢印は全部下に向いているので問題が起こる可能性がある。だから、関連はつけておかないといけないと思います。

安藤委員

私も副会長と全く同じ考えですが、一体的な総合アセスとするのか、いわゆる政策、計画、アセスの部分を総合アセスメントとして2段階方式にするのか。市の方は後者の考えということでしたが、この図で見る限り、政策アセスはするけれど、その流れは事業アセスに向けた一方方向になっている。従来の事業アセスで問題が生じて、計画あるいは政策まで遡って検討し直す必要が出てきたことから、総合アセスメントのようなものが必要だと言っておきながら、そのフィードバックのパスがない図を作ってしまうと、それじゃあ事業アセスで問題が出た時に政策にどうやって反映するのですかという質問にはこの図では答えられませんね。これは新しいアセスの骨格になりますので、どういう位置づけにするのがベターかということ、議論をしておく必要があると思います。

関委員

今の問題の一つの例として、祇園山本の住宅開発について、これは技術委員会の時代に一応事業アセスとして審査をして動き出していますが、その後大水害が起り、やはり危険だということで、広島市の災害問題に関する委員会の先生から、当時のアセスについてかなり細かくお尋ねがありました。お話しをしたら、非常に危険な状態なので防災の見地から見直す必要があるとおっしゃったのですが、その後どうなったかは全然聞いていません。この事例は、事業アセスとしてOKが出て、事業が始まって、その後大水害が起きて危険だということになったものです。これは次の4ページの図3に関係するのですが、適用範囲の拡大の検討といっても、結局、広島市として住宅地をどのように貼り付けていくかということは、かなり高度な政策的なものがあって、それがだんだん下に降りていって、実際にはどこの民間事業者がやるのかというようなことになっていくあたり、非常に難しい問題だと思います。

副会長

今、関委員からお話も出ましたが、この議論は第3章の説明を伺ってから一緒にした方がいいかと思しますので、先に説明をお願いしてよろしいですか。

担当課長

まずその前に、第2章の四角囲いの中の新たな制度という表現と、解説の下から2行目の「現行の環境アセスメント制度と連携した新たな制度として、広島市総合環境アセスメント制度を構築します。」ということで、あくまでも現行の事業アセスはそのまま残して、それと連携した新たな制度ということで考えております。

それから、新しい制度と現行の事業アセスとのフィードバックのお話がありましたが、基本的にアセス制度そのものは、いわゆる政策、構想、プログラムといった意思決定プロセスとは別の制度、要するにアセス制度は意思決定そのものではないという大前提があり、政策決定する際に環境への配慮をどこまで取り込めるかというのがアセスのプロセスですから、政策決定されて個別事業化され、事業アセスで何らかの問題が出た際にフィードバックしていくようなシステムというのは、アセスの制度では通常は考えられないというのが私どもの考え方です。

それでは、第3章の説明をさせていただきます。第3章は対象計画等ということで、総合環境アセス

メントの対象及び適用時期について記述しています。また、計画等に係る環境配慮制度は国内での事例が少なく、また、評価のための技術手法が確立されていないので、当面は、広島市が策定する計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれが大きい個別事業の基本構想等に適用し、運用実績を積み重ねながら適用範囲の拡大を図ることとしています。

具体的には、施行のためのガイドラインを作り、そのガイドラインに沿って運用して、そういった運用実績を積み重ねた上で適用範囲の拡大を検討していくという解説となっています。

なお、図3の中で当面の制度化範囲とあるのは当面の適用範囲に修正させていただきます。

宮田委員

事前に送付された資料で一番わかりにくかったのがこのあたりで、特に対象とするものとして、との違いといったことがよくわかりません。また、政策や上位計画、基本構想といった段階のものに、誰が環境アセスメントにかけるべきだという判断をするのですか。

担当課長

そういった手続のあり方については、第4章以降で述べているのですが、例えば広島市が行うものであれば、アセス担当課に事前協議に来るといった形で、その計画のあり方、アセスをやるのかどうかを検討する場は当然出てきます。それが例えば国や県の事業あるいは民間が行う事業にまで、そういった事前協議制が適用できるかどうか。それは将来の制度化の問題とも絡んでくるのですが、今の基本的な考え方は、そのような計画や政策がもし存在すれば、事前に環境部局と協議するような制度をまず決めておいて、その場で判断するといった考え方でやっていこうと思っています。

宮田委員

例として、各種5カ年計画等とありますが、5カ年計画等に盛られているような内容がアセスメントにかかるということになるのでしょうか。ちょっとその具体的なイメージがよくわからないのですけど。

担当課長

確かにご指摘のとおりで、解説の中段で「広島市総合環境アセスメントは、これらの計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれが大きいものについて」と、非常に抽象的な表現になっていますが、計画等の内容について事前に協議させていただき、環境に与える影響はどの程度かということを経験する場面があると思いますので、それは環境部局の方で判断することとして、そういった判断の仕方も含めたスクリーニングといったふうに考えております。

安藤委員

一通りご説明いただいてから、2章以下の議論に入った方がいいように思うのですが、いかがでしょうか。

担当課長

それでは、最後までご説明させていただきます。

第4章の手続のあり方ですが、総合環境アセスメントの手続は、スクリーニング、スコーピング、調査・予測・評価結果の公表、市民参加、専門家・市長の意見、評価結果の計画等への反映などにより構成されることとし、具体的な手続を定める際には、計画等の策定手続や現行の環境アセスメント制度などと調整を図りつつ、計画等の分野・種別に合わせて柔軟に対応することが必要となります。

次に第5章として、調査・予測・評価のあり方ということで、総合環境アセスメントにおける計画等の予測・評価の基本的な考え方を記載しております。

10ページの第6章では、参加する主体の役割ということで、計画等の策定者、市長、市民、環境NPOなどの役割を記載しております。その中で、市長については、第4章手続のあり方で示した内容と一部重複する部分もありますが、あえて重複した記載としております。

以上が全体的な構成となっております。

中島委員

先ほどの議論に戻るのですが、アセスメントは意思決定のプロセスではないということでしたが、アセスメントを行い何らかのインプットをして事業内容を変えようというわけですから、やはりそれは一つの意思決定プロセスと位置づけるべきだと思います。フィードバックは常に必要なことですから、限界はあるかもしれませんが、意思決定プロセスと位置づけて、その中にフィードバックのパスを入れることを考えるべきだと思います。

副会長

私は4ページの図3に問題が集約されていると思います。図3に当面の適用範囲という部分があり、これだけ考えると、少なくとも現行よりは前向きで別に問題はないのですが、矢印が大きな問題で、これを拡大するときの問題がたくさんあるのではないかとということと、矢印が下の現行の環境アセスメント制度の方には決して行ってないということです。だから、全然別個なものになっていて、何の関連もない。この辺が、皆さんがこれでいいのかと懸念されていることではないかと思えます。

矢野委員

フィードバックの必要性の話ですが、図3の当面の適用範囲である市が計画して市が事業を行うようなもの場合には、もしかするとフィードバックの必要はないのかもしれませんが、将来的に民間事業者の方へ広げていく、あるいは上位計画、政策の方へ広げていく段階では、やはり複合的な影響を見るために、上位計画、政策に立ち返ってもう一度アセスを行うといったことが出てくるのではないかと思います。

宮田委員

この図3の矢印も、よく考えてみたら何のことかわからない。要するに最初は個別事業を対象にして、計画段階から見ていこうということはわかるのですが、そこから上に矢印が出るということはちょっと考えられないというか、政策について、あるいは政策というよりもっと大きな規模の段階で、あるいは上位計画とか、そういうものについても必要に応じてこういう考え方を適用しましょうということだと思うのですが、どんな図をかいたらいいのかわからないのですが、何かこの図はわかったようなわからないような感じがします。

中島委員

この図3の矢印は、フィードバックとは全く関係なく、この制度を適用する範囲をだんだんと広げましょうということだけの意味だと思います。

副会長

ですから、これは下の現行の環境アセスメント制度の方には広げないという意味ですよ。独立に2つアセスが存在しているということで、もしもそうであれば、2つのアセスの関連がついてないといけないのではないかとということです。

中川委員

図2に、政策策定、計画策定、事業実施の各段階が書いてありますが、その段階というのは、大雑把にはこういうことで、その中にまたいろいろとあるのかという疑問が一つあります。

それと、環境に影響を及ぼすおそれが大きいかなんかは環境部局が判断すると説明されましたが、何か抜けている場合があるときにはどうなるのかということです。また、そういういろいろな内容が各段階で市民も含めて的確に開示されるかどうかという疑問も出てきます。

それと、問題の図3で一番下の事業アセスとの関連についてですが、せっかくこういう総合環境アセスをされるということですから、やはりその間で何かやりとりがないといけないだろうと思います。

今岡委員

フィードバックの件でいろいろご指摘があると思うのですが、環境影響評価の最終的な評価の部分が明確にされていないので、いろいろと皆さんの認識が違ってくるのではないかと思います。市の方の意見をお聞きしたいのですが、事業アセスの場合は環境基準等をクリアしているかどうか。また、事業者がいかに環境配慮を果たし、いかに環境への負荷の削減への努力をしたかというこの2点での評価ですから、評価結果の計画等への反映は非常に難しいのだと思います。一方、この総合環境アセスメント制度では、評価結果の計画等への反映というフィードバックの矢印をつくるかどうかは今回の審査会での非常に大きなポイントになるのではないかと、今までのご意見を聞かせていただいていたと思います。

宮田委員

話があちこちして申しわけないのですが、当初から社会経済面への影響についても評価すると言われてきましたが、社会経済への影響みたいなことは環境アセスメントにはなじまない。環境アセスメントという専門家の集まりの中で、そういう評価をやることはあり得ないことじゃないかと思うのですが、その点について皆さんのご意見を聞きたいと思います。

矢野委員

私も宮田委員のご意見に賛成です。社会経済面と環境面を天秤にかけて、どっちがいい悪いという判断は、やはり意思決定の段階でなされることで、もしそうではないとしても、先ほど今岡委員がおっしゃられたような環境基準に合っているかどうかだけの評価では経済評価とは物差しが違うの

で比べられないのではないのでしょうか。そうなってくると、環境を定量化する必要があり、一般に環境を経済評価するときには金銭価値に置き換えるのですが、そうしてしまうと、市がやろうとしている環境を重視したまちづくりにはなかなか繋がっていかない可能性というか、危険性があるのではないかと思います。

中島委員

先ほどの環境と社会経済、両方を考えることはできないし、必要ないのではないかというご意見に対して、私は両方考えるべきだと思います。そういうことを審査するには、やはりそういった分野の人も加えて審査すればいいと思います。政策や計画は対象がすごく広いわけですから、そこで環境だけを考えるということでは非常に偏ったことしかできない。やはり社会経済を広く見なければ政策は考えられないと思うのです。

宮田委員

私も最初はそう思っていました、やはりそれは難しいのではないかと思うんです。質的に全く違うものですから、むしろ総合ではなくて、一種の流れ図的に、例えば環境のチェックをして、それをパスしたのについて、社会経済についてチェックするといったボタンタッチ方式でないと、同時に全く質的に違う2つのものを評価して、こっちは でこちらは だからといったやり方はあり得ないと思うんです。

中島委員

環境も考え、社会経済も考えるということは、我々の日常生活の中でやっていると思います。環境をパスしたものだけを選択するということは、行っていないと思います。

宮田委員

ただ、環境にはある意味では非常に絶対的な面があって、これを超えてはいけないという線があるんです。そういう場合に、社会経済等総合的に判断するということはできないと思います。

安藤委員

「社会経済面への影響と関連させた予測・評価を行う」ということですが、中島委員のおっしゃっているように、アセスメントと、意思決定の主体は同じなのです。一人の人間が自分のやったことに対する影響も評価し、その上で経済面も考慮して、例えば太陽光発電を付けるという決定をしているのでそれはいいのですが、このアセスメントが市の行政の中で担っている役割は、あくまでもアセスメントであって意思決定のプロセスとは違うということであれば、両方をアセスメントの項目の中に取り入れるということは非常に難しいのかなという気はします。この辺り、市の方がこの社会経済面への影響と関連させた予測・評価の具体的な中身をどのようにお考えになっているのか、ご説明を聞いてから判断をさせていただきたいと思います。

担当課長

8 ページの第 5 章で調査・予測・評価のあり方の第 2 節に、環境面と社会経済面への影響との関

連ということで、環境への影響が社会経済面の項目との関係でどのように異なってくるかを検討します。要するに総合アセスは複数案を比較検討するわけですから、どのように異なってくるかを複数案について比較検討して評価するといった理念的なものを述べていますが、具体的にどうするかと言われると、なかなか難しい面もあると思います。

資料4で「広島市総合環境アセスメントと事業計画策定プロセスとの関係」ということで、一般廃棄物最終処分場の建設を例とした資料をお出ししております。右側に計画等の意思決定プロセスを書き、左側に総合アセスのプロセスを書いております。その際に、計画策定部局が複数案を出してくるわけですが、社会面、経済面、環境面それぞれの比較項目を決めて、各項目について複数の案毎にそれぞれ示していく。こうして示したものを、例えば調査・予測・評価項目や手法について事業者としての考え方を示した、今の事業アセスの実施計画書に該当するものを、まず環境部局の方に出してもらい、環境部局はその内容について審査会等に諮問するとともに、市民にも公表して意見を聴いた上で、事業策定部局の方に対して意見を返します。事業部局は、そういった意見を受けて、最終的に調査予測評価項目を決定してアセス部局に出し、それに基づいて具体的に調査、予測、評価をして、その結果を、現行のアセスで言う評価書といったもので出していただき、その内容を再度市民、審査会等に公開して、意見をいただいて、最終的に環境影響評価部局の市長意見として策定者の方に返していく。策定者の方は、そういった全般的な意見、あるいはいろいろな環境情報等がこの段階で入ってきますので、そういったものを含めて最終的に複数案の中から1案を決定する。要するに意思決定を行っていくというふうな手続きを文章で表現したつもりです。ですから、先ほどの安藤委員のおっしゃったアセスの制度で不備な点をフィードバックするシステムについて、総合アセスと事業アセスの関係では難しいのですが、総合アセスの中でいろいろな意見を事業計画の意思決定にフィードバックするようなシステムを考えているということです。

安藤委員

今の説明では、社会経済面の影響は、アセスメントの対象とする事業に直接的に伴って生ずる社会経済面の影響という理解でいいわけですね。例えば廃棄物埋立地の問題をアセスするとして、例えばプラスチック類は燃やせばダイオキシンが出るし、埋め立てればかさばるから使うのをやめましょうというふうな判断が出たとして、それに伴う事業の費用対効果比といった検討はできると思うのですが、そういう包装物を止めるということに伴って生ずるいろいろな社会的な影響まで含めて評価するというのは非常に難しいと思います。むしろ今の説明のようなことであれば、社会経済面への影響と関連させた予測・評価を行うということの中身を少し限定をしておかないと、なかなか理解が難しいかなというふうに思います。

担当課長

大変難しい質問です。ただ、前段ではそういった個別の事業ではなく、例えばプラスチックは埋めないといったことは、広島市が策定する一般廃棄物処理基本計画の段階で検討されていくものですから、そういった計画の改定時期等に合わせて総合アセスをかけるとすれば、やはりそのような社会面、経済面への影響といった項目を選定する必要があると思います。ですから、事業や計画の種類、分野によって項目は当然違ってきますので、当面はやはり個別の案件ごとに項目や手法、評価の方法等を決めていくようなやり方で、あくまで一律に限定しないで、相談のあった個別の案件ごとに対応し

ていくような格好を考えております。

安藤委員

ということは、この3ページの表現で十分というお考えですね。

担当課長

はい。

中島委員

私も社会経済面を含めるといっても、無制限に考えるのではなくて、やはり事業を行うには社会的、経済的効果を狙っているわけですから、社会経済効果と環境を全て考えるということではなく、事業に関連した社会経済的な影響効果を考えるということだと思えます。

副会長

一つお伺いしたいのですが、先ほどの最終処分場の建設を例にしたフローチャートは、図2の上の方の枠の広島市総合環境アセスメントという枠の中の詳細ということだと思えますが、上の方には総合環境アセスメント審査会というのがある、下にも事業アセスメントの審査会があり、審査会が2つできるわけですね。

担当課長

はい。その辺の具体的な審査のあり方等についても、例えば手続、役割等のところで述べておりますけども、現在の、この環境影響評価審査会そのものになるのか、あるいはそれ専用のものをつくるのかについては、今後の検討課題と考えております。

副会長

ですから、図4にある調査・予測・評価結果の公表や、市民、専門家、市長の意見というのは、資料4のフローチャートの中でのことで、図4に手続の構成要素というのがありますが、その中身には、事業アセスの部分は含んでないということですね。

同じような仕組みの中で、総合アセスには市民参加みたいなものが入って、事業アセスにはどちらかというに入ってないということになりますが、そういう認識でよろしいですか。

担当課長

市民参加に関しては、現行の事業アセスでも、例えば公聴会や市民意見を聴く機会がありますので、似たような制度なのですが、より市民の意見が計画の意思決定に反映されるような、実効性のあるような市民参加を総合アセスでは求めていこうという考え方です。

副会長

上の審査会と下の審査会の審査基準みたいなものですが、例えば初めの方は少しいろんな問題があって、大きな編み目で絞ってきて、事業アセスの方は、もっと細かい編み目にしてくると、そ

うふうな連携があるようにつくるわけですね。

安藤委員

今の副会長のご発言内容に沿っていないのですが、結局これも総合アセスと事業アセスとの関係をどのように考えるのかということと係わり合いがあって、事業アセスを総合アセスの一部として捉えるのであれば、一つの審査会になると思います。ですから、それぞれ違った役割分担をした2つのアセスメントをやるかどうかということは、ポイントになってくるように思います。

そういう意味で質問と意見を述べさせていただきます。結局、事業アセスの結果、ある施策がどうしても必要になった、例えばプラスチックは受け入れないという施策が必要となったときに、これは最終的には、より上位の計画なり政策の段階まで遡らないと対応できないんです。その仕組みがこの中ではできてないんです。ですから、総合アセスという形で政策・計画段階のアセスメントをして、そこで決まったものについて、規定された範囲内で事業アセスをするという2段階アセスにしてしまうと、後者で出てきた問題がどのように反映されるのか。それが意思決定のプロセスで反映されるとなると、これもまたおかしな話になってくる。アセスメントと意思決定は、相互に別なプロセスであるという位置づけにすればそういう問題点があります。

それから、総合アセスをするときに、事業アセスに相当するようなところまで踏み込んでアセスメントをする。具体的には項目が同じですから、事業アセスに代わるものをするということになれば、何も2つに分ける必要がなくなるわけです。2段階でアセスメントをするとなると、それなりに役割分担と相互の関係を明確にしておかないと、デッドロックに乗ってくる可能性があるので、この辺はよくよく考える必要があるように思います。

担当課長

最初のお話で、ある最終処分場を整備しようとするときに、現行のアセス制度で事業アセスをやりませんが、その際に、安藤委員がおっしゃるのは、例えば事業計画の中では廃プラスチックを埋めるといった計画でアセスをやった場合に、それを現況調査し、予測、評価したら、例えば廃プラスチックの埋め立てによって環境ホルモンが公共用水に流れていくといったような評価結果になり、それに対して、それならプラスチックの埋立をやめるべきではないかといったような市長意見が出ることは当然あり得ますね。そうした場合には、処分場の整備事業ではなく、その上位計画の例えば広島市一般廃棄物処理計画を変える必要があるのではないかという意味でしょうか。(安藤委員：例えばそういうことです)

その場合には、予測、評価し、例えば環境ホルモンが流れるといった結果が出れば、それに対して何らかの環境配慮の方針を示すはずですが、何ら示されなくて、やはりやめるべきだということになれば、当然事業計画そのものが変わってくることになると思います。ですから、上位計画までフィードバックする必要はなくて、その事業自体、現行の事業アセスで問題だということで、プラスチックの埋め立てはやめなさいといった市長の意見を出せば、あえて上位計画にフィードバックするまでもなくできるのではないかと考えています。

次に後段の質問ですが、確かに総合アセスのやり方と事業アセスのやり方を連携づける必要があります。当然、評価の内容、項目はほぼ同じだとしても、評価の方法自体は変わってくると思います。現段階では、総合アセスでは基本的に相対的な評価をやっていこうと考えております。ただ、物によ

っては絶対的な評価ができるものもあるかもしれませんが、その辺をうまく組み合わせた総合アセスをやって、一つの計画に絞られた後に、その事業アセスを行う場合には、総合アセスの際に行った評価項目や評価指標については、例えば事業アセスでは簡略化できるといった柔軟な手続を設定しましょうというふうに素案では述べたつもりです。

安藤委員

この点はもう少しじっくり考えた方がいいかなと思います。先ほどのプラスチックの場合も、結局、事業アセスの結果、より上位の施策あるいは計画の変更になることはないかということです。もし、ないのであれば、2段階アセスで、最初に総合アセスをやり、その範囲内で事業アセスをやって、事業をやるかやらないか、あるいはやるとすれば事業の変更を求めるかで終わるわけです。ところが、事業アセスの結果、これはもっと遡って政策あるいは計画を変更しなければならないということになったときに、フィードバックのパスが必要だということです。

これはプラスチックの埋立に限らず、例えば宅地造成をやろうとして貴重な植物群落があって、どうしてもここではできないということになると、土地利用も含めてその事業の場所を考えなければいけない。例えば都市計画で考えなければいけないということになって、より上位の計画や政策の変更を伴うこともあり得るので、そういう総合アセスメントを考える必要があるのではないかと考えていたわけですが。総合アセスメントをすれば、それで一たん終わって、その後、事業アセスと2段階でくっきり切れるようなものなのでしょうか。

今岡委員

事業アセスメントの結果としては、3ページの図2にあるように、事業の着手しかないわけです。意思決定へ返るというのは、意思決定プロセスでの決定ですから、環境アセスメントの評価書が出た段階では、事業着手するためにこれだけの環境配慮を払いましたという結論しか出てこないわけです。そのため、例えばプラスチックに問題がある時、事業者はなおかつ処分場を作りたいということであれば、完全遮断型の最終処分場をつくりますといった環境影響の低減策を提示して事業に着手する方法におそらく進むのではないかと思います。

安藤委員

貴重な植物群落が埋立予定地にあったような場合にはどうされますか。

今岡委員

どうされますかね。それは事業者がその影響を軽微にすることができるという報告書を出せば、事業者は実施すると思いますし、事業者がその影響を軽微にできるということを市民に対して担保できなければ、事業を中止するという判断は、事業者の意思決定プロセスでされる話で、環境アセスメントの評価書に多分出てこないと思います。環境アセスメントをやったけれども、最終的な報告書に出てこないという結果に終わるのではないかと思います。

中川委員

今日の説明では、事業アセスメントは残るというお話でしたが、私は、総合環境アセスメントと並列的に残るようなイメージを持っていました。総合環境アセスメントだけでは事業には全然進めないのですか。私も先ほど安藤委員がおっしゃったように、総合アセスメントに事業アセスメントも入れたものとして、そこを通過すれば事業に移れるといった進め方をした方がいいのではないかと思います。

担当課長

広島市がやろうとしている総合アセスは、要するにゼロ案も含んで複数案を提示できる段階で総合アセスをかけようとしています。そしてかける際には、社会経済面の影響、あるいは累積的・複合的影響等についても評価しましょうということですから、それぞれの案について、例えば社会経済面への影響はこうで、環境面への影響はこうである、したがって環境への配慮はこのように行っているというのを複数の案ごとにまとめたものが総合アセスの評価書ということになります。それを市民に提示し、市民から意見をいただく。それから、審査会と専門家に意見を聴く。そういった意見を聴いた上で、今なされている複数案の評価で、例えばA案については環境への負荷がこう書かれているが、実はそうではないといったような意見を策定者に返していく。策定者はそういった意見を踏まえて、自ら最善と思っていたA案ではなくてB案に返ることもあるし、C案に返ることもあるでしょう。場合によってはゼロ案になるかもしれません。その辺の最終的な判断は、当然計画策定者に委ねられるということなのですが、その際、市民あるいは審査会、市長として意見を言う。その意見を踏まえて、決定された案については、実際に事業を起こす際に今度は事業アセスをやりますよということで、繰り返しになりますが、総合アセスの段階で行う調査予測評価の項目あるいは手法は現行の事業アセスとは全く同じでないというのは当然ですが、一部重複する部分が出てくるかもしれないといったふうに考えております。

中本参事

先程から事業アセスと総合アセスの関係が議論されていますが、具体的な例で考えてみればわかりやすいと思います。例えば広島市がごみ埋立地を白木に計画した。この前段は当然あるわけで、最初は30カ所ぐらいの候補地を選定し、次にそれを10カ所程度に絞り、その際には、やはり環境面や、経済的な問題、搬入量の問題、それらを市の内部でいろいろ検討した結果、最終的に白木が一番の適地であろうということで決定したという経緯があります。市がそれを前面に出さないのは、やはり公共事業には非常に難しい面があって、例えば道路で複数のルートを最初から公表しますと、買い占めの問題などが生じ、なかなか出しづらい面もあるのです。ですから、その辺りは、やはり制度上、どのような過程を経て最終的にここに決まったのかということをも市民に公表し、きちんと議論して、環境面、経済面、市民のニーズの問題を明らかにしてから、次の事業アセスに持っていくという手続きが必要ではないかということで、現在、検討いただいております。今回の出島の問題でも、住民の皆さんは何故出島に決まったのか。他の場所では何故だめなのかといった議論が全くないまま、突如出島に決まって進められていると感じておられる。前段では内部でいろいろ議論はしているが、やはりきちんとした制度が必要ではないかということで、事業アセスの前段階をもう少しオープンにしていこうというのがこの制度の柱だと思っております。

宮田委員

また違うことを言って申しわけないのですが、事業アセスメントと総合アセスメントの流れを見て1つ違うのは、総合アセスメントの場合は計画書、評価書という2段階で、事業アセスメントの場合には、計画書、準備書があって、それから評価書ですね。つまり、準備書を見た上で、もう一度手直しをして、最終的な評価書になりますが、総合環境アセスメントの流れ図には、計画書と評価書しかありません。途中で手直しをするというプロセスは全く考えないのでしょうか、考えるとしたらどこの段階でどのように入れるのでしょうか。

担当課長

このフローチャートはあくまでも概念的なもので、現行の事業アセスでやっている実施計画書、準備書、評価書といった段階を踏むべきかどうかも含めて当然検討します。1つ新しい考えを取り入れようとしているのは、現行の事業アセスでは、実施計画書が出されて、それに対して市民意見、市長意見を述べますが、その意見をどのように実施計画に反映したかという回答は一切ありません。例えば評価項目や調査地点を増やすような市長意見を出した時に、それに基づいて、修正した計画はこうなりますといった返りは、条例上規定されていません。その部分は必要ではないかと考えておりません。

それから、最終的に評価書が出た段階で市長意見を述べますが、例えばA案に下さいといった市長意見は通常ないとは思いますが、A案とした理由が不明確ということになれば、最終的にこの案にした理由を説明させることも、手続上盛り込んでいく必要があると考え、その辺は手続のあり方のところで一応述べております。これはあくまでも概念的なものですから、準備書の手続きが全くないかどうかは、今のところ確定しておりません。

副会長

私は少し心配なのですが、事業アセスメントと総合アセスメントの2つがあって、それぞれが独立しているということですが、2つあるということは、環境保全の立場から見ると、正確でいいということになりますが、事業を進める上では、頭が2つあるということは、ちょっとうるさい問題が出てくる可能性があるわけです。どちらが上位かという話もありますが、現在の事業アセスは既にあるなことが決まって出てくるので、実際にここが問題だといっても、なかなか修正できないという問題がある。

今度の事業アセスでもそういう問題が出てきて、実質的に機能しないということにならないように何か配慮が欲しいわけです。もう上の総合アセスの方で意思決定されているということですから、その枠内という話がどこかに出てくると思うのです。ですから、2つを独立して残すのであれば、後者が死んでしまわないように歯止めをかけてほしいし、それはやはり無理ということであれば、初めから別に作らないで一緒にしてほしいと思います。多分上位のものが機能して、2番目は結局ほとんど機能せず、マイナーな話だけちょっと修正をする程度ということになるのではないかという気がするのです。ちょっと余計な心配かもしれませんが。

中本参事

委員のおっしゃるとおりで、例えば4ページの図3で当面の適用範囲を市に限って、まずは環境

局の例えばごみ処理事業を対象にしようと考えているのは、やはり現時点では、例えば県や国の事業について、総合アセスの理解が得られる状況ではなく、ましてや民間事業者に何力所かの複数案から出してくださいと言っても、現実的にはそう簡単にはできないわけです。民間は、さっと土地を買って、ここへ団地を作りますということになる。やはり公共事業であれば、ある程度構想の段階から検討を進めてくるので、こういう制度に乗りやすいという面があります。特に市の事業であれば、まず市長が十分了解し、市の環境を守ろう、市自らが率先的にきちんとやっっていこうというところから始めざるを得ないということで、取り組みを重ねて少しずつ広げていくという手法をとらざるを得ないということです。

安藤委員

参事さんのお話とも関連することですが、最終処分場の候補地を例に出されたので申し上げますが、例えば出島という候補地を絞るまでの検討が必要で、その検討の機会が増えたということは確かにプラスになると思います。しかし、非常に意地悪く、広島市はこういう立派な構想を立てているけど、実は市民を納得させるための総合アセスメントという制度をつくって、候補地を例えば出島に絞るということについてのお墨つきをこのアセスメントの委員会に与える。そういう手段で決めて、後は事業をどのように環境負荷の小さい事業にするかについて、事業アセスメントをしましょうという解釈も成り立ってしまいます。そうすると、なぜ出島かという問題については、そういう組織があって、そこで検討しましたということだけになるのですが、よくよく考えてみると、それではなぜ出島かという答えは出てこないわけです。だから、出島がいいのか、白木町がいいのか、あるいは玖谷埋立地の拡張がいいかといった話になったときに、3つの候補地が出てくるのならば話は別ですが、そのうちの1つ、例えば出島にしましょうという結論を出すためには、出島を候補地にしたときに、どんな事業が行われ、どんな影響を出すかということまで判断をしないと。例えば植物群落であったり地下水の流れであったり、あるいは搬入のルートの問題であったり、その埋立地を作るために、その事業にかかわるさまざまなことを検討した上で、最もよいシステムを作らなければならないという前提であるならば、一つの候補地に絞るにはそれだけの証左が必要になってきます。それをしないで、社会経済面とか行政面とか、あるいは住民対策といったレベルで出島に決まってしまうということが往々にしてあり得るわけです。というのは、わざわざ社会経済面の影響と関連させて書いてありますので、例えば事業者が総合アセスメントの審査会に入ってきて大きな声で、広島市を経済的に発展させるためにはこの事業が必要だ。絶対出島だと主張するでしょう。住民の方からすると、これは一見よさそうだけれど、総合アセスという隠れ蓑を新たに作る。市がそんなことを考えて作っているとは思っていませんが、そういう指摘は多分あり得て、それに十分答えるためには、市民からの市への、あるいは事業アセスから総合アセスへの、フィードバックのパスが絶えずあって、そういうことには必ず答えられるシステムにしておかないと、なかなか市民の理解は得られないのではないかと思います。

関委員

資料3で、広島市社会局社会企画課の方が意見を出されていますが、この内容は、今日、委員から出た意見とほとんど同じことが全部書いてあります。これを全部説明する時間はないでしょうが、概略どういう感触だったかということを手短かに説明いただけませんか。

末田課長補佐

簡潔に申しますと、事業課からの意見は、総じて、先ほどから議論があったように、事業の意思決定プロセスはあくまで事業側にあり、アセス側は環境面からの情報を絶えず提供するという原則を明確に理解いただけないということから発生しております。

前回の講演の際にも、ある職員が、本来A案で進めたいのに、アセスの意見によって別の案になったときの補償問題はどうかといった質問が出たのですが、まさにそれに集約されたような感じですね。アセス部局がオールマイティーに全ての許認可を握るといったシステムは現実には持てませんし、持つべきではない。あくまでも要所要所で環境情報を集約し、意見として述べ、住民にも公開する。それを受けて事業者がどこまで環境配慮を取り込むかということだと思います。事業課からの意見は、そういった視点からの、純粋な意味で事業を進めようという大前提の視点での危惧が集約された形だろうと思います。

今岡委員

資料3の7ページに、今事務局の方から説明があった内容が書かれています。

一つわかりやすい例として、総合環境アセスメント基礎調査報告書の22ページに対する質問で、環境面と社会経済面はどちらが優先されるのかという質問がまだ事業部局から出てくるわけです。それに対する事務局の回答は、今説明があったように、総合環境アセスメントは環境配慮に係る判断材料を提供するために実施するものであり、環境面と社会経済面、どちらを優先して判断するかは個別の案件の状況を踏まえ、計画等の策定者が自ら決定するものであるという回答で、かなりすっきり事業部局の方は理解されているのではないかと考えています。

もうひとつ、東京都が試行ということで幾つかの事業を戦略アセスでやられて、報告書が出ているのではないかとと思うのですが、具体的なものを皆さんに見ていただくと、もう少しわかりやすいのではないかと思います。

資料編に東京都の最初の事例がありますが、その後に行われているものはありますか。

担当課長

今岡委員がおっしゃられたのは、東京都が6月から条例化してやっている計画段階アセスの具体的な事例がないかということですか。(はい)

東京都の試行されたものは、資料編に載せている放射第5号線の事例のみと聞いています。また、条例化後にも実施された事例はまだありません。

安藤委員

東京都の新しいアセスメントと同じようなものを広島市も考えていて、ただ違う点は、東京都では社会経済面は参考で、評価の項目に組み入れていないけれども、広島市の場合には社会経済面の検討を評価の項目に組み入れるという理解でいいですか。

担当課長

はい。それから、ゼロ案について、東京都は明確には示していないということがあります。

宮田委員

しかし、先ほどの庁内意見に対する対応方針の7ページで、「総合環境アセスメントは、環境配慮に係る判断材料を提供するために実施するもの」とあって、社会経済面については何も触れていません。私はむしろここに書かれている方が妥当で、総合環境アセスメントが社会経済面の判断材料を提供するという事は、構成メンバーにそういう判断ができる人を選べばいいのかもしれませんが、ちょっと無理という気がします。つまり、あくまでも環境面でより良いかどうかの判断だけをして、社会経済面とどちらを優先するのかといったことは計画策定者に任せた方がいいように思います。ある程度絞れば、できないことはないでしょうが、基本的には環境面に絞った方がわかりやすくなると思います。総合だからということで全ての問題を取り込むことは現実問題として難しいと思います。

担当課長

それは審査する立場としてのお話ですか、それとも評価する場合のお話でしょうか。少なくとも、評価に関しては第5章の第2節の環境面と社会経済面への影響との関連で、環境面への影響がこの社会経済面の項目との関係でどのように異なってくるかを複数案について比較検討し、その検討結果を評価書として提出し、公表するという考え方で、あくまでも社会経済面への影響も関連して評価していくということです。

一方、審査する立場はなかなか難しいということは、確かにあると思います。

副会長

資料3の庁内意見の1ページの対応方針の に、累積的・複合的影響の評価手法及び環境変化のデータ蓄積のあり方については云々とあって、具体的な手法については検討するとなっていますが、それについて、検討の中に入れてほしいと思うことがあります。

1つには、現在の広島市の環境状態が全体としてどういう状況にあるかということが余りはっきりしていません。アセスをやるときには、その周辺、例えば宇品であれば宇品周辺の環境の現状はこうですといったものが広島市全体としてまず欲しいということです。また、それが年々、どのように変わっているかということです。インデックスがとれるかとれないかは難しい問題があると思うのですが、何らかの形で環境全体の現状を市民が把握できるようなことを考えてほしい。それを見れば、この辺りは少し手を加えてもいいかとか、いろいろな判断が出てくると思います。ですから、是非この の中に、広島市の現況を把握する方法を検討することをお願いしておきたい。これがないと、何をもとに判断するかというのが非常に難しいと思うんです。

宮田委員

それは、今発行されている白書ではだめだということですか。

副会長

白書では、やっぱりわかりません。年々変わってきますし、いろんなところで小さい開発をすれば、それなりにまた変わってくるでしょう。一度白書で出していたら、10年前のデータで、今もってそれですというのではいけないと思う。毎年測定して、騒音についてはこう、大気汚染については

こうだと。

関委員

十数年前、衛生局の時代にコンピューターで全部マッピングして、いろいろな情報を誰でも自由に利用できるシステムを作ろうということということで、やられていましたが、何かうまくいかなかったように聞きました。そういったものがもしできれば、非常にいいと思います。「広島市の環境」は確かに毎年発行されていますが、それをもっと具体化した、データベースのマップ。あれはできているんでしょうか。

事務局（坂本主任技師）

関委員がおっしゃられたのは、おそらく環境情報システムのことだと思います。かれこれ10数年前に整備を進めまして、昭和62年時点のそういった地図は作ってありますが、その後、データの更新をしていませんので、先ほど副会長がおっしゃられたように、毎年度の最新のデータということにはなっていないというのが現状です。

副会長

そのとき一つお願いしたいのは、例えば騒音は何デシベルというふうに言わないでもらいたい。あれを言われると、いいのが悪いのかほとんどわからなくなります。その環境は住みやすいとか住みにくいか、いろいろな段階の中でどのレベルに相当するかといった表現であればすぐわかるわけです。それから、その地域はどれくらい鋭敏かということも重要だと思います。何か手を加えるとひどく影響を受ける場所と、鈍な場所がありますよね。例えば玖谷埋立地のようなところは、下に太田川が控えていて、浸出水のようなものが非常に問題になりやすいが、そういうところとそうでないところ、いろいろあるわけです。だから、そういう鋭敏さのようなものも、もっとわかりやすい形でまとめられたらと思います。

担当課長

その辺のことは、11ページ第6章の第3節の市長の役割の一番最後の方に、この総合アセスを効率的に運用するために、調査・予測及び評価手法とか環境の状況とか環境配慮事例などの環境関連情報をデータベース化することも市長の役割であるということで、きちんとやっていきたいと考えています。

それから、データベースにはなっていませんが、環境白書（広島市の環境）の内容については、環境局のホームページの中で毎年更新しながら載せております。

今岡委員

第6章の話が出たので、ちょっと検討いただければと思うのですが、第6章の参加する主体の役割が、基本構想の最後にあることが、理解を難しくしているのではないかと思います。手続のあり方、若しくは対象計画の前かもしれませんが、総合環境アセスメントに関わるそれぞれの主体の説明をした方が、その後の話がわかりやすいのではないかと思います。

もう一点は、図5の中の市長隣りが審議会になっていますね。これはもしかしたら審査会のミステ

イクなのか、あるいは審議会といったものをお考えになっているのでしょうか。

また、第3節の市長の役割として、本来はその審査会ないしは審議会の役割が入ってこないとおかしいのではないかと疑問を持ったのですが、またご検討いただければと思います。

宮田委員

先ほどの社会経済面の話ですが、第5章の第4節の環境の範囲で、どういうことを調べるのかということが出ていますが、この一般廃棄物処分場の事例のフローチャートには社会面とは、経済面とはということで細かく項目が上がっています。基本構想の中には、社会面、経済面の範囲としてどんなものを考えているかといったことは、書き込まなくてもいいのでしょうか。

担当課長

先ほどのまた繰り返しになるのですが、8ページの第2節の、下から4行目に、社会経済面の項目としてはというところで概略を述べております。ただ、計画とか事業の分野、種別あるいはその地域によって、いろいろと項目等は変動してくるので、案件ごとに具体的な項目等を考えていきましょと今の段階では考えているということです。

矢野委員

8ページの2節を読むだけでは、よくわからないのですが、例えば先ほどの庁内意見の の回答のように、事業が与える社会的、経済的な影響を予測評価するというということで、社会経済面も予測対象の評価になってるんですね。

担当課長

相対的な評価の対象にはなるのですが、それを主として環境面から見ていくのが環境サイドの役割だという考え方です。

矢野委員

ちょっと突拍子もない質問ですが、総合環境アセスメントという言葉は、「総合・環境アセスメント」なのか、「総合環境・アセスメント」なのか、どちらなんでしょうか。

担当課長

第1回目の審査会のときに、名称についても戦略アセスあるいは計画段階等いろいろあるのですが、広島市はあえて総合環境アセスという名前を仮称として用いるということで、具体的な制度内容が煮詰まった段階で、ネーミングについてもご意見をいただければありがたいと申し上げました。確かに総合環境なのか、総合の環境アセスなのかわかりにくいので、具体的に名前をつけるときに検討をお願いできればと思っております。

矢野委員

総合環境であれば、社会環境、経済環境、自然環境というのを含めたアセスということで、社会経済面が自然環境と同列のようなイメージを受けるんですが、今進んでいる方向性としては、「総合・環境アセスメント」というような理解でよろしいでしょうか。

担当課長

はい、そうです。総合的な環境アセスメントという名前のつけ方を今段階では考えています。

副会長

意見も尽きないと思いますが、本日は時間も参りましたので、おしまいにしたいと思いますが、どうしてもこれだけは申し上げておきたいということがございますか。

なければ、今日の審議会はこれで終わらせていただきます。

それでは、今後の予定について事務局の方から説明をお願いいたします。

担当課長

大変熱心な御審議ありがとうございました。

今後の予定ですが、まずこの素案について、今日もいろいろとご意見をいただきましたが、お持ち帰りいただいて、追加のご意見をいただき、その意見を踏まえて、素案を修正いたします。その修正した素案を皆様方にお送りして、ご意見がなければ、一応素案として取りまとめて、それを市のホームページに掲載して、市民、事業者等から意見をいただくとともに、再度、庁内の関係部局にも意見をいただく。

そうして出された、市民、事業者、また、庁内からの意見を検討して、最終的な案をつくります。これを大体今年12月いっぱいぐらいを目途に作りまして、年が明けて新年1月に入りましてから最終的な審査会を開いて、最終案を固める。

最終案を固めましたら、それを今度は正式に市民、事業者向けのパンフレット等を作って、市民や事業者に対して最終案に関するパブリックコメントを募集しようといったスケジュールを今のところ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副会長

ただいまのこれからのスケジュールについて御意見等ございませんか。

それでは、本日の審査会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。